

2016年3月22日

各位

会社名 住友金属鉱山株式会社
代表者名 代表取締役社長 中里 佳明
(コード番号 5713 東証第1部)
問合せ先 広報 IR部 元木 秀樹
(TEL. 03-3436-7705)

ソロモン国際入札訴訟の上訴審判決について

住友金属鉱山株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長 中里 佳明）のソロモン諸島国探鉱子会社、SMM Solomon Limited（以下、「SMM ソロモン社」）は、2014年10月24日付発表のとおり、ソロモン国際入札訴訟の第1審での敗訴判決について同国上訴裁判所に上訴しておりました。

2016年3月21日に同上訴裁判所において判決が言い渡され、SMM ソロモン社の上訴は一部認められ、被上訴人アクシオム KB (Axiom KB) 社に付与された探鉱権は取り消されました。しかしながら、SMM ソロモン社が無効を求めている国際入札により取得した権利の取消処分については、その無効は認められませんでした。

今後については、判決を精査し対応を検討する予定です。

以上

ソロモンニッケル探鉱プロジェクト国際入札に関する訴訟の経緯等について

1. 当社は、ソロモン諸島の現地探鉱子会社 **SMM** ソロモン社を通じて、2010年7月23日に同国政府により公示されたサンタイサベル島ニッケル鉱床に関する国際入札に参加、同年12月4日、入札対象地域（サンジョージ、タカタ、ジェジェボ鉱区、以下、「入札鉱区」という）についての落札通知および **Letter of Intent**（入札鉱区の地主との立入契約取得を条件として探鉱権を付与する旨の鉱業大臣による有効期限1年の意向書、以下「**LOI**」という）を受領した。
2. しかしながら、2011年1月に同国鉱業大臣により当該落札および **LOI** について、適切な理由説明も弁明の機会もなく取消状が発行され（ただし、取消状は、同年3月になって初めて **SMM** ソロモン社へ交付された）、同年4月12日には、鉱業審議会上記取消しが追認されるとともに国際入札に参加していない豪州の探鉱会社であるアクシオム (**Axiom**) 社の子会社アクシオム **KB** (**Axiom KB**) 社に、タカタおよびサンジョージ鉱区について、**LOI** が付与されるとともに、その3日後にタカタ鉱区について探鉱権が付与された。
3. **SMM** ソロモン社は、同国政府に対してその是正を求めたが、対応がなされなかったため、取消訴訟の提訴期間満了日である2011年7月15日、同国政府および権利の付与を受けたアクシオム **KB** 社等を相手として、処分の取消等を求める訴訟をソロモン諸島国高等法院 (**High Court**) に提起した。
4. あわせてアクシオム **KB** 社の探鉱活動等を禁ずる仮処分を申請し、仮処分は一審、上訴審とも認められた。
5. 高等法院は、当事者の合意により5つの争点に絞って予備審理を実施、**SMM** ソロモン社の主張を支持する判決を下した。アクシオム **KB** 社は上訴。2012年11月2日、上訴裁判所は、当該高等法院判決を破棄し、高等法院に差し戻した。
6. 2014年9月24日にアクシオム **KB** 社の主張をほぼ支持する高等法院判決が下された。
7. 2014年10月24日に **SMM** ソロモン社はこれを不服として上訴した。
8. 2016年3月21日に当社の部分勝訴の上訴審判決が下され、当社事業活動の正当性が認められた。**SMM** ソロモン社の上訴は一部認められ、被上訴人アクシオム **KB** 社に付与された探鉱権は取り消された。しかしながら、**SMM** ソロモン社が無効を求めている国際入札により取得した **LOI** の取消処分については、裁判所の法解釈の問題（3鉱区制限問題）により取消することはできないこととなった。

*3鉱区制限問題

ソロモン諸島国鉱業法上、3 鉱区以上の探鉱権を保有する者の探鉱権出願については、これを受け付けてはならないという規定があるが、その規定が国際入札に適用となるかという問題。なお、**SMM** ソロモン社は政府や弁護士への事前確認により本制限は、適用としないという見解に基づき落札したが、上訴裁判所は法解釈としてこれを否定した。

(ご参考)

ソロモンプロジェクトの位置図

